

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東温市長 加 藤 章

市町村名 (市町村コード)	東温市 (38215)
地域名 (地域内農業集落名)	上村地区 (上村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

認定農業者も含め高齢化が進んでおり、後継者の確保が急務である。
耕作条件の悪い農地から耕作放棄地になる可能性があるが、高齢農家の営農意欲も低下しつつあり、担い手への集約が急務である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻中心の耕作地域であるが、認定農業者においては、麦、野菜も含めた複合経営を行っている。今後は、花き(シンテッポウユリ等)の振興に努め、経営の多角化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	84 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	84 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理を行う区域については具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内の耕作しやすい優良農地を将来にわたり守っていくため、後継者未定の農地について、中心経営体への貸借を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
当該地区は優良農地が多く、既に利用権設定により担い手への農地集積が進んでいる。 今後は、貸借契約の更新時に周知を図り、機構を介した貸借へと移行を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
当該地区は既に大部分の農地において基盤整備が図られている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状としては特段の取組に至っていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--